

新型コロナウイルス感染症拡大にともない影響を受けたお客さまへのお知らせ

当行では、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けたお客さまに対して、以下のとおり対応させていただきます。

事業者の皆さま

○ 事業継続支援チームの設置

事業継続に影響を受けられているお客さまの支援を行う専門対策チーム「事業継続支援チーム」を審査部内に設置しております。

○ 中小企業および個人事業主の皆さまの融資相談窓口

中小企業および個人事業主の皆さまの資金繰りやご返済などについて以下の窓口でご相談を受付いたします。

(1) 店頭および電話でのご相談

	平 日		土曜日・日曜日	
	電 話	窓 口	電 話	窓 口
営業店（以下を除く。）	9:00～17:00	9:00～15:00	—	—
御所野ニュータウン支店	9:00～17:00	9:00～15:00	10:00～16:00 (注) 1	10:00～16:00 (注) 1
榑山支店、北浦出張所、 大潟支店、藤里支店、 阿仁合支店、田代支店、 小坂支店、大湯支店、 雄和支店、協和支店、 稲川支店	9:00～11:30 12:30～17:00 (注) 2	9:00～11:30 12:30～15:00 (注) 2	—	—
八森支店	9:00～12:30 13:30～17:00 (注) 2	9:00～12:30 13:30～15:00 (注) 2	—	—
札幌支店、宮の沢支店、 旭川支店、仙台支店、 仙台南支店、 仙台泉中央支店、東京支店	9:00～12:00 13:00～17:00 (注) 2	9:00～12:00 13:00～15:00 (注) 2		
全ローンプラザ (本店、東中央、能代、 大館、大曲、横手、本荘)	9:00～16:00 (注) 3	9:00～16:00 (注) 3	9:00～16:00	9:00～16:00

(注) 1 御所野ニュータウン支店の休日の受付は日曜日のみとなります。

2 昼の時間帯1時間が休業となります。

3 ローンプラザの平日の受付は水曜日を除きます。

(2) 専用電話によるご相談

	受付時間		電話番号
	平 日	土曜日・日曜日	
本店審査部	9:00～17:00	—	018-863-1704
本店ローンプラザ	9:00～16:00 (注)	9:00～16:00	0120-804-874 (フリーダイヤル)

(注) 本店ローンプラザの平日の受付は水曜日を除きます。

○ 条件変更手数料の無料化

事業に関するお借入につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により最終期限やご返済額を変更する際は、「条件変更手数料」を無料といたします。

実施期間	2020年3月16日（月）～2020年9月30日（水）
------	-----------------------------

○ 「新型コロナウイルス対策支援ローン」の取扱い

名 称	新型コロナウイルス対策支援ローン
対象となるお客さま	新型コロナウイルス感染症により、直接的または間接的に影響を受け、事業活動に支障が生じている法人・個人事業主
資金使途	運転資金・設備資金
融資形式	手形貸付・証書貸付
融資金額	最大5,000万円（申込単位：10万円）
融資期間	手形貸付：6か月 証書貸付：最長7年
返済方法	手形貸付：期日一括 証書貸付：元金均等返済（6か月以内の据置き可能）
融資利率	変動金利型（お客様のご事情を考慮のうえ、個別に対応させていただきます。）
取扱開始日	2020年3月2日（月）

（注） 上記の条件に合致しない場合も、個別にご相談に応じさせていただきます。
ローンのご利用にあたっては、当行所定の審査がございます。

○ 秋田県制度融資の取扱い

名 称	秋田県経営安定資金 「新型コロナウイルス感染症対策枠」	秋田県経営安定資金 「危機関連枠」
対象となるお客さま	直近3か月間の受注高または売上高が、前年同期に比べて減少している県内の中小企業者 (注) 受注高または売上高について、当該直近3か月間の実績が確定していないときは、直近1か月間の実績とその後の2か月間を含む3か月間または直近2か月間の実績とその翌月を含む3か月間の見込みとすることができる。	直近1か月間の売上高が、前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間の見込みを含む3か月間の売上高が前年同期比で15%以上減少することが見込まれる県内の中小企業者 (注) 事業を営んでいる期間が1年未満の場合は緩和措置あり
資金使途	運転資金・設備資金	運転資金・設備資金
融資金額	最大5,000万円	最大5,000万円
融資期間	10年以内（据置2年以内）	10年以内（据置2年以内）
融資利率	1.15～1.35%	1.15%
保証料率	0.35～1.40%	なし（県・保証協会負担）
取扱開始日	2020年3月9日（月）	2020年3月23日（月）

このほか、県内各市町村の制度資金もお取り扱いしております。詳しくは、お近くの窓口へお問合せください。

個人のお客さま

○ 住宅ローン元金返済据置期間の延長および住宅ローン条件変更の手数料免除

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている個人のお客さまにつきまして、住宅ローン元金返済据置期間の延長および住宅ローン条件変更の手数料免除を実施しております。

(1) 住宅ローン元金返済据置期間の延長

対象となるお客さま	住宅ローンをご利用中または今後ご利用予定であり、住宅業者の資材調達が遅れ、工事完了・建物引渡し当初の予定よりも遅延となる個人のお客さま
免除となる手数料	条件変更手数料（11,000円～22,000円）
期間延長について	○ 元金返済据置期間：1年以内 ○ 返済期間（据置期間を含む。） 全期間固定型以外：35年6か月（420回）以内 全期間固定型：30年6か月（360回）以内 借地上の建物：20年6か月（240回）以内
実施期間	2020年3月16日（月）～2020年9月30日（水）

(2) 住宅ローン条件変更の手数料免除

対象となるお客さま	住宅ローンをご利用中であり、新型コロナウイルス感染症の拡大により、収入減少など影響を受けている個人のお客さま
免除となる手数料	条件変更手数料（11,000円～22,000円）
実施期間	2020年4月10日（金）～2020年9月30日（水）

（以 上）